

令和6年2月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国の主要都市において、主要経済団体、消費者団体、弁護士会、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

令和5年度においては別紙1のとおり開催したところ、有識者（別紙2）から示された主な意見の概要は以下のとおりです（地区別の主な意見は別紙3のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 中小事業者等の取引適正化について

(1) 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適正な価格転嫁

- ・ 大企業に比べ、労働分配率が高い中小企業、小規模事業者の事業の継続のためには、賃上げの原資の確保が喫緊の課題である。公正取引委員会には、適切な価格転嫁と賃上げの好循環の実現に向けた機運を高め、持続的な形で实体经济に影響をもたらすよう、引き続き後押しをお願いしたい。（千葉市）
- ・ 厳しい経営環境の中で価格転嫁を進めるためには、適正な価格転嫁の必要性が経済界全体に浸透し、発注者側、受注者側の双方が相手方の実情を十分に理解した上で、真摯な協議を行うことが重要であると考えます。公正取引委員会においては、関係省庁と連携し、適正な価格転嫁に関する機運醸成に向け、企業への広報を強化するとともに、必要に応じて個別指導を行うなど適切な取引関係の構築に向け、今後とも尽力していただきたい。（松山市）
- ・ 価格転嫁について、全体の印象として、原材料価格の上昇分については広く認めてもらえるようになったという声があるが、電気料金といったエネルギーコストの価格転嫁については説明が難しいという声があり、労務費、賃上げはまだまだこれから取り組んでいくという印象である。中小企業が利用できるような、価格転嫁に関する成功事例を発信して周知していただきたい。（佐賀市）
- ・ 価格転嫁について、今後は、労務費の上昇分を製品価格に転嫁できるか、また、消費者の理解が得られるかが重要になってくる。中小企業は、最低賃金の上昇に合わせて賃金を上げざるを得ないので、労務費の上昇分を製品価格に適切に転嫁させることが重要である。（神戸市）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- ・ 運送業界では、取引上の力関係が、荷主の方が強く、なかなか運送費の値上げができず、厳しい状況が続いている。国土交通省は、令和5年7月から「トラックGメン」を創設し、荷主や元請事業者への監視を強化しており、同年10月には、政府がいわゆる「2024年問題」解消に向け、「物流革新緊急パッケージ」を表明したところである。是非、当該「パッケージ」で掲げられている「適正な取引」の実現に向けて、公正取引委員会にもお力添えいただきたい。（北海道釧路市）
- ・ 昨今の原材料価格の高騰に係る転嫁について、実情は、一般的な中小事業者側から価格交渉を持ち掛けること自体が非常に困難であると思われる。そのため、全業種について、発注者側の事業者に対して「年に1回程度は、取引先と価格交渉を行いましょう」といった啓発が政府からなされると非常に有り難い。（山口県下関市）

(2) インボイス制度の導入に伴うしわ寄せ防止

- ・ インボイス制度への対応について、免税事業者からは、経過措置が設けられているにもかかわらず、消費税相当額を取引価格から引き下げられたなどといった相談が寄せられている。公正取引委員会は、独占禁止法や下請法に違反する行為には厳正に対処してほしい。（神戸市）
- ・ インボイス制度への対応について、免税事業者である仕入先に対し、取引価格から消費税相当額を値引きせよなどと要請するといった行為が行われているのではないかとこの情報に接することもある。免税事業者はこうした要請をやむを得ず受け入れているという実態もあるのではないか。（佐賀市）

(3) フリーランスの取引適正化

- ・ 今後の話として、フリーランス新法が運用されることによって、発注者側にとって色々と手間が増えてしまい、結果としてフリーランスの方々と取引しなくなるのではないかと、つまり、本来であればフリーランスを守るための法律が結局フリーランスを守ることができないといった側面もないわけではないと思う。（福島市）
- ・ フリーランス新法について、労働法上は問題がなくても、フリーランス法上は問題があるというように、両方で結論が異なる場面が出てくることが予想される。ガイドライン等では相互の関係性について整理してほしい。（神戸市）

2 デジタル・プラットフォーム関係について

- ・ デジタル市場については、クラウドサービス等のデジタル関連サービスが必要不可欠になる中、ビッグテック企業の寡占状態にあり、ビッグテック企業のサービスは、一度そのサービスを利用し始めると別の事業者のサービスに乗り換えることが難しいという、ロックインの問題があるため、利用者のビッグテック企業に対する価格交渉力は非常に弱い状況にある。（神戸市）
- ・ ニュース配信契約において、ニュースプラットフォーム事業者がニュースメディア事業者との取引価格を著しく低く設定することは優越的地位の濫用に当たるという考え方を公表したことは非常に画期的なものであると考えている。また、公

公正取引委員会は、ニュースが国民に適切に提供されることが、民主主義の発展に欠かせないとの考え方、つまり、ニュースプラットフォーム事業者がニュースメディア事業者に対して正当な対価を支払うことによって、信頼できる良質な報道が維持され、それが消費者の利益につながるという考え方も示しており、引き続きこのような広報を積極的に行っていただきたい。(松山市)

- ・ 最近では、デジタル分野の取引において、提供側が一方的に取引条件を決め、それを消費者側が一方的に受け入れなければならないという問題があるので、是非実態調査をしていただきたい。(佐賀市)

3 独占禁止法の運用について

- ・ 公正取引委員会では様々な取組を行っていただき心強い限りだが、より積極的に独占禁止法違反の調査を実施していただきたいと思う。(千葉市)
- ・ 通信機器の標準必須特許の異業種へのライセンスについて、様々なレベルのサプライチェーンと交渉が行われる際に、独占禁止法上問題になることがないか注視してほしい。(静岡市)

4 競争環境の整備のための取組（アドボカシー）について

- ・ 従来は規制が厳しかった市場においては、たとえ自由化が進んだとしても事業者は従来と同じ行動を取りがちであることから、現在、ガス事業等の自由化や規制改革が進んでいる市場等においても、市場分割カルテル等が行われていないか又は競争環境がしっかりと整っているのか等、注視していく必要があるのではないかな。また、以前に実態調査を行った分野についてもフォローアップ等を行うことも必要であると考えている。(福島市)
- ・ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書に記載の内容は、多くの報道機関がまさに「我が意を得たり」と心強く感じたに違いない。ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者との取引について言えば、古くからの不平等な商取引が、「国民の知る権利」を担保すべき報道の世界で横行している状況にあることを看過できないと考えており、公正取引委員会には報告書の内容に沿う形で、改善へと導くような、力強い指導・勧告をお願いしたい。(千葉市)
- ・ 最近の公正取引委員会の活動について、エンフォースメントだけでなく、実態調査報告書にも力を入れていることは非常に評価されるべきである。また、他国の競争当局と活発な意見交換を行うことが、日本の競争政策に資するので、これからも連携を重ねてほしい。(静岡市)

5 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会の活動を目にする機会が増えれば、公正取引委員会が身近に感じられるようになるため、広報広聴活動には力を入れて根気よく続けていただきたい。(山口県下関市)
- ・ 下請法の適用範囲について、委託内容で判断に迷うことが多い。適用を受ける委託取引について、もっと具体的な事例を公表していただけると幸いである。(北

海道釧路市)

- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、価格交渉の申込み様式(例)まで載っており、非常に助かると思う。同指針については、しっかりアピールしてもらいたい。(千葉市)
- ・ フリーランスは、相談窓口が分からなかったり、申告することで取引を切られたりするのではという懸念を持っている。ホームページだけではなく、広報活動を活用して、相談の入口を分かりやすくしてもらおうと、諦めずに相談してみようと思うのではないか。(静岡市)

6 公正取引委員会の体制強化について

- ・ 近年は経済分析を専門に行う経済分析室が新設され、様々な案件において経済分析を用いた調査等を行っており、非常に良い傾向であると感じている。今後も、引き続き経済分析を用いた調査等を行うことにより、実績・事例の蓄積を行っていただく等、経済学の視点を持った法執行を行っていただくことに期待している。(福島市)

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

開催都市	開催日	担当委員等
北海道釧路市	11月14日	青木 玲子 委員
福島市	11月15日	吉田 安志 委員
千葉市	12月6日	藤本 哲也 事務総長
静岡市	12月6日	三村 晶子 委員
神戸市	12月6日	泉水 文雄 委員
山口県下関市	11月14日	三村 晶子 委員
松山市	11月13日	泉水 文雄 委員
佐賀市	12月6日	吉田 安志 委員

北海道釧路市における懇談会出席者

柿田 英樹	北海道中小企業団体中央会釧路支部 副支部長
武田 和紗	釧路消費者協会 会長
星 匠	株式会社釧路新聞社 代表取締役社長
益子 良弘	釧路商工会議所 常議員
村山 敬樹	釧路弁護士会 弁護士

福島市における懇談会出席者

五十嵐 稔	株式会社福島民報社 論説委員長
菅野 隆一	福島民友新聞株式会社 論説委員長
北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会 副会長
佐藤 英司	福島大学 経済経営学類 准教授

千葉市における懇談会出席者

粟生 雄四郎	千葉商工会議所 副会頭
飯塚 真太郎	千葉県中小企業団体中央会 会長
神余 崇子	城西国際大学 経営情報学部 教授
佐藤 大介	株式会社千葉日報社 編集局長 編成センター長 メディアビジネス直轄
山口 祐輔	千葉県弁護士会 副会長
和田 三千代	千葉県消費者団体連絡協議会 会長

静岡市における懇談会出席者

杉本 浩利	静岡商工会議所 副会頭
竹内 光子	しずおか市消費者協会 会長
伊藤 隆史	常葉大学法学部 法律学科 教授
杉山 晶彦	株式会社清水地域経済研究センター 常務取締役

神戸市における懇談会出席者

井谷 憲次	一般社団法人神戸経済同友会 代表幹事
川崎 博也	兵庫県商工会議所連合会 会頭
小寺 博史	兵庫県商工会連合会 会長
高梨 柳太郎	株式会社神戸新聞社 代表取締役社長
成松 郁廣	兵庫県経営者協会 会長
濱口 健一	兵庫県中小企業団体中央会 副会長

山口県下関市における懇談会出席者

石田 晋作	株式会社みなと山口合同新聞社 執行役員編集局長兼報道部長
加茂 孝	下松商工会議所 副会頭
川上 康男	下関商工会議所 会頭
長谷川 健太郎	山口県弁護士会 副会長
吉富 崇子	山口県地域消費者団体連絡協議会 会長

松山市における懇談会出席者

飯尾 智仁	愛媛県商工会連合会 専務理事
高橋 祐二	愛媛県商工会議所連合会 会頭
野垣 康之	特定非営利活動法人えひめ消費者ネット 理事長
服部 正	愛媛県中小企業団体中央会 会長
藤本 毅	株式会社愛媛新聞社 論説委員長

佐賀市における懇談会出席者

今村 盛史	佐賀県商工会連合会 専務理事
戸上 信一	佐賀県経営者協会 会長
中尾 清一郎	株式会社佐賀新聞社 代表取締役社長
福島 和代	特定非営利活動法人消費生活相談員の会さが 理事長
古園 裕久	佐賀県商工会議所連合会 専務理事

第1 北海道釧路市（北海道地区）

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 運送業界では、取引上の力関係が、荷主の方が強く、なかなか運送費の値上げができず、厳しい状況が続いている。国土交通省は、令和5年7月から「トラックGメン」を創設し、荷主や元請事業者への監視を強化しており、同年10月には、政府がいわゆる「2024年問題」解消に向け、「物流革新緊急パッケージ」を表明したところである。是非、当該「パッケージ」で掲げられている「適正な取引」の実現に向けて、公正取引委員会にもお力添えいただきたい。
- ・ 取引先に対して値上げの話題を出しただけでそれまでの和やかな空気が一気に凍り付いてしまうことも少なくない。公正取引委員会では、中小企業の適正な価格転嫁に積極的に取り組まれているとのことだが、もっと啓発活動に力を入れていただき、価格を転嫁するということが当たり前であるという空気が広がれば良いなと思っている。

2 デジタル・プラットフォーム関係について

- ・ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書が公表され、一定の指針を出してくれたのは非常に有り難いことではあるが、引き続き、プラットフォームの横暴が行われないように、ニュースコンテンツ配信分野に目を光らせておいていただきたい。

3 下請法の運用について

- ・ 下請法における原状回復額が非常に大きく驚いたが、一方で、下請事業者が受けている潜在的な不利益はまだまだあるのではないかという危惧もあり、公正取引委員会には今後とも下請法の執行に力を入れていただきたい。

4 競争環境の整備のための取組について

- ・ グリーンガイドラインについては、消費者にも関わりがあることであり、その取組には非常に関心を持っている。
- ・ 弁護士の観点では、事業承継や創業支援の相談を受ければ積極的に投資が動く方向でアドバイスするのだが、「スタートアップをめぐる取引に関する調査結果」では、株式の買取請求に関して優越的地位の濫用が発生する可能性を指摘しており、そういう観点があるのだと驚いている。

5 広報・広聴活動について

- ・ 下請法の適用範囲について、委託内容で判断に迷うことが多い。適用を受ける委託取引について、もっと具体的な事例を公表していただけると幸いである。
- ・ 公正取引委員会と弁護士会とで懇談会を開催したことがあり、非常に有意義な時間だったので、是非、また、そのような機会を持ちたいと考えている。

第2 福島市（東北地区）

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 今後の話として、フリーランス新法が運用されることによって、発注者側にとって色々と手間が増えてしまい、結果としてフリーランスの方々と取引しなくなるのではないかと、つまり、本来であればフリーランスを守るための法律が結局フリーランスを守ることができないといった側面もないわけではないと思う。

2 競争環境の整備のための取組について

- ・ 近年は経済分析を専門に行う経済分析室が新設され、様々な案件において経済分析を用いた調査等を行っており、非常に良い傾向であると感じている。今後も、引き続き経済分析を用いた調査等を行うことにより、実績・事例の蓄積を行っていただく等、経済学の視点を持った法執行を行っていただくことに期待している。
- ・ 従来は規制が厳しかった市場においては、たとえ自由化が進んだとしても事業者は従来と同じ行動を取りがちであることから、現在、ガス事業等の自由化や規制改革が進んでいる市場等においても、市場分割カルテル等が行われていないか又は競争環境がしっかりと整っているのか等、注視していく必要があるのではないかと。また、以前に実態調査を行った分野についてもフォローアップ等を行うことも必要であると考えている。

第3 千葉市（関東・甲信越地区）

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 大企業に比べ、労働分配率が高い中小企業、小規模事業者の事業の継続のためには、賃上げの原資の確保が喫緊の課題である。公正取引委員会には、適切な価格転嫁と賃上げの好循環の実現に向けた機運を高め、持続的な形で实体经济に影響をもたらすよう、引き続き後押しをお願いしたい。
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、人材確保という意味でも大変重要な役割を担っていると思う。適正な価格転嫁のためには、発注者から積極的な価格協議を行うことが大切であり、それを可能とする機運作りが重要である。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 公正取引委員会では様々な取組を行っていただき心強い限りだが、より積極的に独占禁止法違反の調査を実施していただきたいと思う。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書に記載の内容は、多くの報道機関がまさに「我が意を得たり」と心強く感じたに違いない。ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者との取引について言えば、古くからの不平等な商取引が、「国民の知る権利」を担保すべき報道の世界で横行している状況にあることを看過できないと考えており、公正取引委員会には報告書の内容に沿う形で、改善へと導くような、力強い指導・勧告をお願いしたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、価格交渉の申込み様式（例）まで載っており、非常に助かると思う。同指針については、しっかりアピールしてもらいたい。
- ・ 国民や関連業界に対する啓発活動も是非今まで以上に積極的に行っていただきたい。

5 その他

- ・ 公正取引委員会では、消費者の目ではなかなか思いつかないことを、一生懸命、消費者のためを思って頑張っていただいているところ、経済の問題には、当然消費者も関わってくるため、引き続き、目を光らせていただきたい。

第4 静岡市（中部地区）

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 政府の施策で賃上げは実現されているものの、日本全体で所得を上げなければ消費者の購買意欲は上がらない。また、賃金が上がっても、社会保険料も上がっていることから、可処分所得は減っている。卵が先か鶏が先かではないが、可処分所得が上がらなければ消費者の購買力は上がらない。日本が良くなっていくためには、経済が順回転するようになることが重要であり、現在はデフレ脱却に近づく千載一遇のチャンスである。賃金も上がり、価格も転嫁できるような仕組みの中で、公正取引委員会には独占禁止法に違反する企業を取り締まってほしい。

2 デジタル・プラットフォーム関係について

- ・ 通信機器の標準必須特許の異業種へのライセンスについて、様々なレベルのサプライチェーンと交渉が行われる際に、独占禁止法上問題になることがないか注視してほしい。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ 最近の公正取引委員会の活動について、エンフォースメントだけではなく、実態調査にも力を入れていることは非常に評価されるべきである。また、他国の競争当局と活発な意見交換を行うことが、日本の競争政策に資するので、これからも連携を重ねてほしい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 働き方の多様化が推進されることで副業を認める会社が増えた結果、会社員が副業でフリーランスとして働いている際に、優越的地位の濫用行為を受ける可能性もあるのではないかと。フリーランスは、相談窓口が分からなかったり、申告することで取引を切られたりするのではという懸念を持っている。ホームページだけではなく、広報活動を活用して、相談の入口を分かりやすくしてもらおうと、諦めずに相談してみようと思うのではないかと。

5 その他

- ・ 当団体では「賢い消費者」を合い言葉に掲げて活動している。以前、公正取引委員会には、職員に来ていただいて、景品表示法等に関する説明会をしていただいたこともある。当団体は、義務教育の現場で消費者教育を行うなど、早い時期から消費者教育を行うことを心掛けているが、大学生や一般市民についてはそのような教育を行うことが難しい。今後も、公正取引委員会と協力して一般消費者を対象とした消費者教育を行っていきたいと考えている。

第5 神戸市（近畿地区）

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 価格転嫁について、今後は、労務費の上昇分を製品価格に転嫁できるか、また消費者の理解が得られるかが重要になってくる。中小企業は、最低賃金の上昇に合わせて賃金を上げざるを得ないので、労務費の上昇分を製品価格に適切に転嫁させることが重要である。
- ・ 小規模事業者が賃上げの原資を確保するには、労務費の上昇などを製品価格に転嫁する必要があるが、値上げにより顧客が離れることを懸念して転嫁することができていないという事業者もいる。公正取引委員会は、適正な商品価格の設定等を行うことができる環境づくりを更に強く推進してほしい。
- ・ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」等を読むと、交渉さえすれば問題ないかのように読めてしまうところがある。もう少し基準を明確にするなどして、中小企業が価格交渉等の場で使いやすくなるよう整理してほしい。
- ・ インボイス制度への対応について、免税事業者からは、経過措置が設けられているにもかかわらず、消費税相当額を取引価格から引き下げられたなどといった相談が寄せられている。公正取引委員会は、独占禁止法や下請法に違反する行為には厳正に対処してほしい。
- ・ フリーランス新法について、労働法上は問題がなくても、フリーランス法上は問題があるというように、両方で結論が異なる場面が出てくることが予想される。ガイドライン等では相互の関係性について整理してほしい。

2 デジタル・プラットフォーム関係について

- ・ デジタル市場については、クラウドサービス等のデジタル関連サービスが必要不可欠になる中、ビッグテック企業の寡占状態にあり、ビッグテック企業のサービスは、一度そのサービスを利用し始めると別の事業者のサービスに乗り換えることが難しいという、ロックインの問題があるため、利用者のビッグテック企業に対する価格交渉力は非常に弱い状況にある。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書において、ニュースコンテンツを掲載するニュースプラットフォーム事業者が、報道機関を含むニュースメディア事業者に対し、著しく低い許諾料を設定等すれば、優越的地位の濫用として問題になり得る旨、また、報道機関が弱っていき、最終的には民主主義の根幹を揺るがす可能性があるとして指摘いただいた。このことは、報道機関として大変心強く思っている。公正取引委員会による今後のフォローアップにも期待したい。

第6 山口県下関市（中国地区）

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 昨今の原材料価格の高騰に係る転嫁について、実情は、一般的な中小事業者側から価格交渉を持ち掛けること自体が非常に困難であると思われる。そのため、全業種について、発注者側の事業者に対して「年に1回程度は、取引先と価格交渉を行いましょう」といった啓発が政府からなされると非常に有り難い。
- ・ 労務費の高騰に係る価格転嫁について、日本弁護士連合会において、毎年、最低賃金などの引上げを求める会長声明を発表している。最低賃金は、毎年少しずつ引き上げられているが、引上げ率は低いままである。労務費等の高騰に係る価格転嫁が円滑に進み、事業者の売上げが増加し、労務費を上げる余裕がでる、といった好循環ができれば弁護士会としては非常に有り難いと考えている。そのため、公正取引委員会には、労務費等の高騰に係る価格転嫁について広報活動を進めていただきたい。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について、最初にカルテルを各電力会社に持ち掛けた関西電力株式会社に対しては課徴金の納付が命じられておらず、また、命じられた4社についても、なぜ課徴金額に大きな差が生じているのか疑問に思った。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ 我々のような地方の小規模な報道機関は、他の報道機関とニュースプラットフォーム事業者との間の契約内容が不明であることから、許諾料について適切な価格交渉ができず、おそらく安い価格で買いたたかれていた状況であった。取引上の力関係から、ニュースプラットフォーム事業者のような大手事業者に対して個別に価格交渉を行うことは困難であり、我々のような地方の小規模な報道機関が幾ら声を上げても無駄ではないかと諦めていた。そのような状況の中で、公正取引委員会が令和5年9月21日にニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書を公表したことを受け、ヤフー株式会社がニュースコンテンツを提供する報道機関との取引について改善を図るとの意向を示すこととなった。公正取引委員会が競争のあるべき姿をしっかりと指し示していただいたという点において、当該実態調査報告書の公表は、非常に意義の高いものであったと感じた。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会の地方事務所等が中国地方では広島県にしか存在していないことから、やり取りをする回数が少なく、警察や裁判所と異なり遠い存在のように感じてしまっている。この思いは、一般の県民及び市民も同じではないか。テレビ会議システムなどのデジタルツールが発達してきていることから、オンラインの相談窓口を設けるなど、デジタルツールを活用した業務も展開するこ

とが可能なのではないか。

- ・ 山口県においては、あまり独占禁止法に関する法律相談を受けることがなく、公正取引委員会の業務とあまり関わり合いがない。弁護士を対象とした勉強会などを準備されているということだが、公正取引委員会の活動の中で弁護士が活動、活躍できるようなことがあったら御教示いただきたい。
- ・ 消費者が不満を感じたとしても、公正取引委員会に相談する消費者は少なく、まずは、消費者庁や消費生活センターに相談すると思われる。消費者セミナーは良い取組であると考えているが、国民からすれば公正取引委員会は遠い存在となってしまうため、参加についてハードルが高くなっている。最近、新聞記事で公正取引委員会の活動を目にする機会が増えてきているが、新聞の購読数自体が少なくなっていることから、逆に公正取引委員会の活動が国民の目に触れる機会が少なくなっているのではないか。公正取引委員会の活動を目にする機会が増えれば、公正取引委員会が身近に感じられるようになるため、広報広聴活動には力を入れて根気よく続けていただきたい。

第7 松山市（四国地区）

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 厳しい経営環境の中で価格転嫁を進めるためには、適正な価格転嫁の必要性が経済界全体に浸透し、発注者側、受注者側の双方が相手方の実情を十分に理解した上で、真摯な協議を行うことが重要であると考えている。公正取引委員会においては、関係省庁と連携し、適正な価格転嫁に関する機運醸成に向け、企業への広報を強化するとともに、必要に応じて個別指導を行うなど適切な取引関係の構築に向け、今後とも尽力していただきたい。
- ・ 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」が公表されているが、関係省庁と連携し、実際にどのような行為が独占禁止法上問題となるのか、想定される事案も含めて周知していただけるとありがたい。

2 デジタル・プラットフォーム関係について

- ・ ニュース配信契約において、ニュースプラットフォーム事業者がニュースメディア事業者との取引価格を著しく低く設定することは優越的地位の濫用に当たるという考え方を公表したことは非常に画期的なものであると考えている。また、公正取引委員会は、ニュースが国民に適切に提供されることが、民主主義の発展に欠かせないとの考え方、つまり、ニュースプラットフォーム事業者がニュースメディア事業者に対して正当な対価を支払うことによって、信頼できる良質な報道が維持され、それが消費者の利益につながるという考え方も示しており、引き続きこのような広報を積極的に行っていただきたい。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ 最近ではインターネットでの悪質商法が多く、フリーランスとして働く個人事業主から、無料で広告を掲載できると表示していながら、一定期間を経過すると自動的に有料プランに移行されたというような相談があった。一般消費者であれば消費者契約法などに基づいた救済ができる場合もあると思うのだが、個人事業主や中小企業については、こういった救済手段が無いため、公正取引委員会には今後インターネット上での取引において、情報弱者等への対応を強化していただきたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のY o u T u b eチャンネルに掲載されている動画をいくつか拝見したが、なるべく親しみを持てるよう工夫されていると感じた。一方で、再生回数を見るとあまり伸びていないようであり、また、動画の内容が少し堅く、時間も長いのではないかという印象を受けた。法制度の説明などは動画よりも資料を使うなど、場合によって使い分けてはどうだろうか。

第8 佐賀市（九州地区）

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 価格転嫁について、全体の印象として、原材料価格の上昇分については広く認めてもらえるようになったという声があるが、電気料金といったエネルギーコストの価格転嫁については説明が難しいという声があり、労務費、賃上げはまだまだこれから取り組んでいくという印象である。中小企業が利用できるような、価格転嫁に関する成功事例を発信して周知していただきたい。
- ・ 価格転嫁については、企業間同士では、時期的なズレが多少あるにしても、おおよそ値上げされていると感じている。ただし、企業と消費者間の取引において、特に中小の食料品小売業者で値上げが進んでいない。食料品関係では、価格転嫁のほかに、中身は問題ないのに梱包の段ボールが少し変形しただけで返品されたといった取引上の問題もある。
- ・ インボイス制度への対応について、免税事業者である仕入先に対し、取引価格から消費税相当額を値引きせよなどと要請するといった行為が行われているのではないかとこの情報に接することもある。免税事業者はこうした要請をやむを得ず受け入れているという実態もあるのではないかと。

2 デジタル・プラットフォーム関係について

- ・ 最近では、デジタル分野の取引において、提供側が一方的に取引条件を決め、それを消費者側が一方的に受けなければならないという問題があるので、是非実態調査をしていただきたい。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ 公正取引委員会が「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」を公表したが、新聞業界、テレビ業界にとって画期的なことであった。公正取引委員会にあえて要望を申し上げると、プラットフォームの収益構造に対するヒアリング調査を行っていただきたい。
- ・ 地方では、優越的地位の濫用や中小事業者に対するいじめを地方公共団体がやっていることがある。例えば、地方公共団体が発注するときに、一方的に仕様を変更したり、働き方改革を理由に金曜日の夕方に大量発注を行ったりして、受注者は土日返上で対応しなければならないということがある。優越的地位の濫用や下請事業者へのいじめに関する取組や事例については、地方公共団体に理解させる必要があり、更に言えば地方公共団体に指導していただきたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 懇談会の開催に当たり、事前に公正取引委員会の取組に関する説明を受け、大変参考になった。今後、公正取引委員会が関係する事例集を中心とした勉強会を開催したいと考えている。